

至急

F A X 事務連絡
平成 20 年 4 月 4 日

地区歯科医師会 御 中

社団法人 東京都歯科医師会

板橋区の退職者医療被保険者証の発行遅延について

平素より本会会務運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、板橋区役所より、退職者医療被保険者証の発行遅延について、別添文書の通り連絡がありましたので、至急、F A Xにてお知らせ致します。

レセプト作成の際には、十分ご注意くださいようお願いいたします。

〔要点〕

- ・ 4 月 1 日からは、65 歳以上の方は、退職者医療保険制度の対象者ではなく、一般国保の扱い。
- ・ 退職から一般国保へ移行の場合、
被保険者の記号・番号の変更はなし。
保険者番号は、「6 7 1 3 8 1 9 8」→「1 3 8 1 9 8」 前 2 桁「6 7」を除くと一般国保
- ・ 新たな被保険者証の確認が間に合わない場合、年齢で判断して、65 歳以上は一般国保で請求する。

〔お問合せ先〕

板橋区役所 健康生きがい部 国保年金課 資格賦課係

TEL : 0 3 - 3 5 7 9 - 2 4 0 6

(社)東京都歯科医師会

事業第二課 保険係

TEL : 03-3262-1146

TEL : 03-3262-1149(第 2 課直通)

FAX : 03-3262-4199

20板健国第2007号

平成20年 4月 4日

各医療関係機関 様

板橋区健康生きがい部長

久保田 直子

退職者医療制度の対象年齢の引き下げに伴う被保険者証
の切り替えについて（お詫び及びお願い）

日頃より、板橋区国民健康保険事業に多大なるご協力を賜りありがとうございます。

さて、医療制度改革の一環として、平成20年4月より国民健康保険の退職者医療制度の対象年齢が75歳未満から65歳未満に引き下げられました。これに伴う保険証の切り替えにつきまして、本来であれば3月中に交付すべき被保険者証の発行が遅れ、混乱が生じております。ご迷惑をおかけしていることを謹んでお詫び申し上げます。

これまで、退職者医療制度は国民健康保険加入者のうち、会社などを退職し、被用者年金を受給されている方で一定の条件を満たしている方とその扶養家族の方（74歳以下）を対象にしていたのですが、対象年齢が65歳未満に引き下げられました。

これにより、退職者医療制度の被保険者本人が65歳から74歳の世帯は本人とその被扶養者、また退職者医療制度の被保険者本人が65歳未満の場合であっても、65歳以上の被扶養者は退職被保険者ではなくなり、一般被保険者となります。

被保険者証も退職被保険者証（薄い緑色）から一般被保険者証（サーモンピンク色）に変わります。

保険証の切り替えについて、鋭意事務を進めているところでありますが、一般被保険者証の発送が4月中旬になる予定です。

つきましては、4月以降これまで①退職者医療制度の被保険者本人で65歳以上の方（昭和18年4月1日以前お生まれの方）及びその被扶養者②65歳以上の被扶養者、については一般被保険者として、扱っていただくようお願いいたします。なお、個人の保険証の記号・番号は変更ありません。

また、保険者番号については、「67138198」の前2桁（67）を除いて、「138198」をレセプト等で使用するようお願いいたします。なお、高齢受給者証については、すでに67を除いた保険者番号になっておりますので、そちらを使用いただいても結構です。

当分の間、大変ご迷惑をおかけし、誠に恐縮ではありますが、特段のご高配をお願いいたします。

問合 板橋区役所健康生きがい部国保年金課資格賦課係
担当 小山 電話 3579-2406